

## II-2-3. 軸

### 1) 軸の位置づけ

県土構造に位置づける軸とは、拠点同士や拠点と県外を結び、その機能としては以下のようなものが求められ、これを強化していくことで、目指すべき県土の実現を図るものとする。

機能	交流、連携、支援
目的	行政、経済、産業、文化、教育、医療、スポーツ、観光、娯楽、物流、研究開発、避難路、復興支援
構成要素	公共交通(鉄道、バス路線、リニア中央新幹線)、幹線道路(高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道)、情報通信

### 2) 軸の選定

2010年(平成22年)策定の山梨県都市計画マスタープランにおける軸の考え方を踏襲しつつ、山梨県バス交通ネットワーク再生計画との連携やリニア中央新幹線による広域連携を加味した軸を設定する。

A: 広域交通網(山梨県道路ネットワーク図)

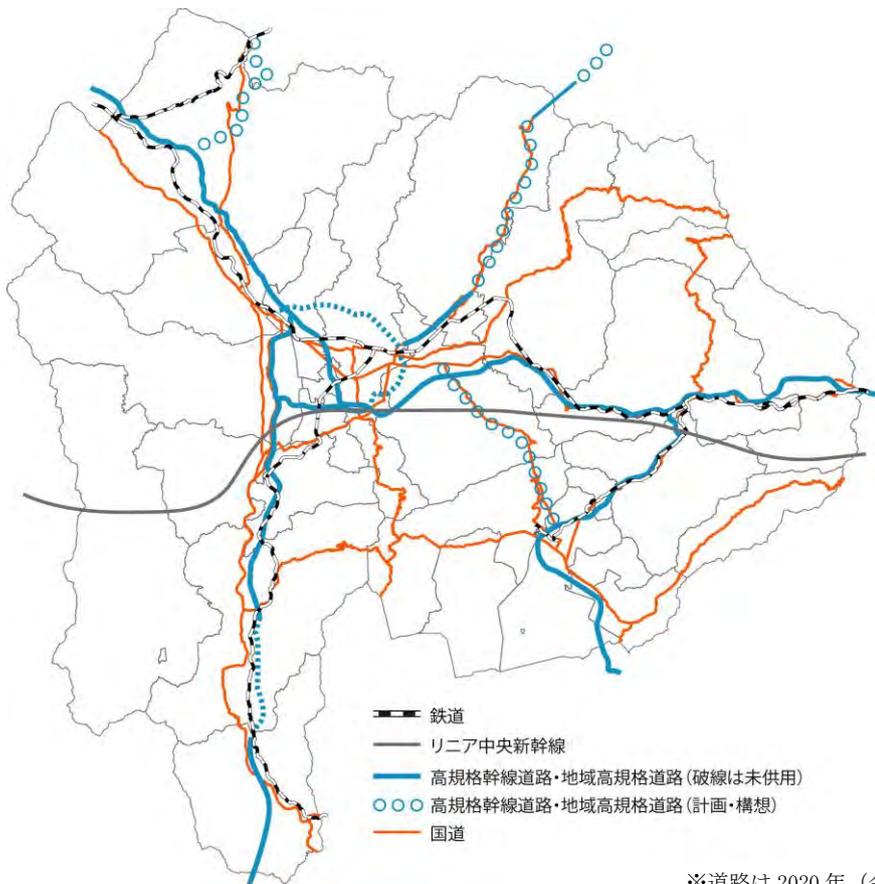


(注1) 図示事業は事業主体が県以外の事業も含みます

資料：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）

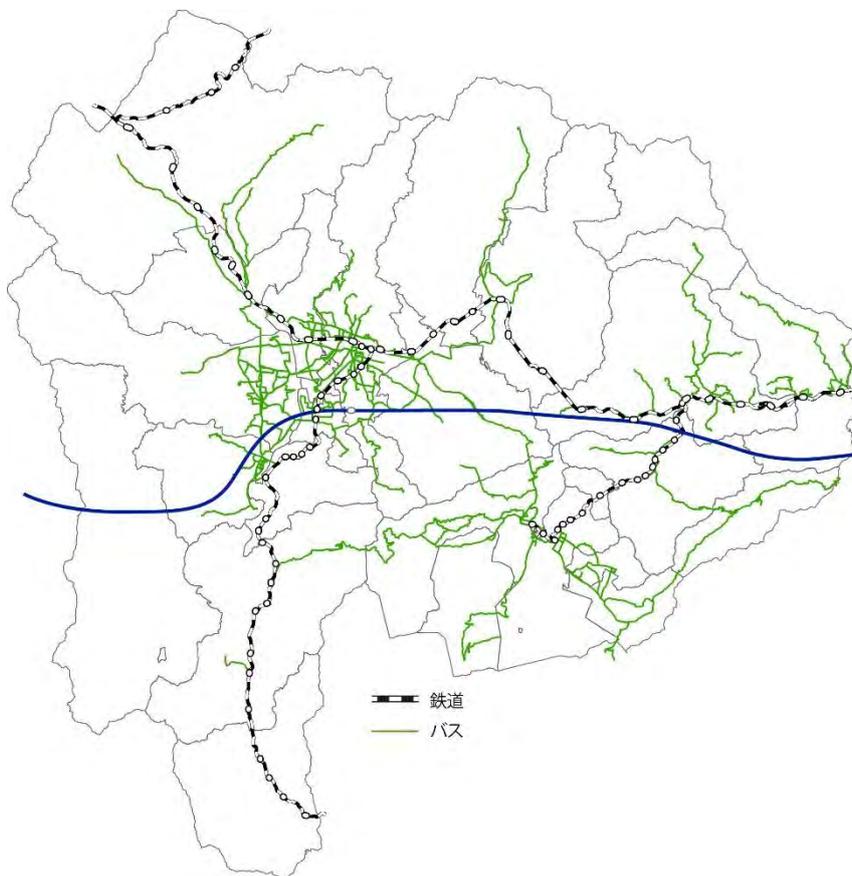
(注2) 県以外の事業については、供用目標が示されていない場合、県の要望に基づき記載しています

## B: 県内幹線道路網

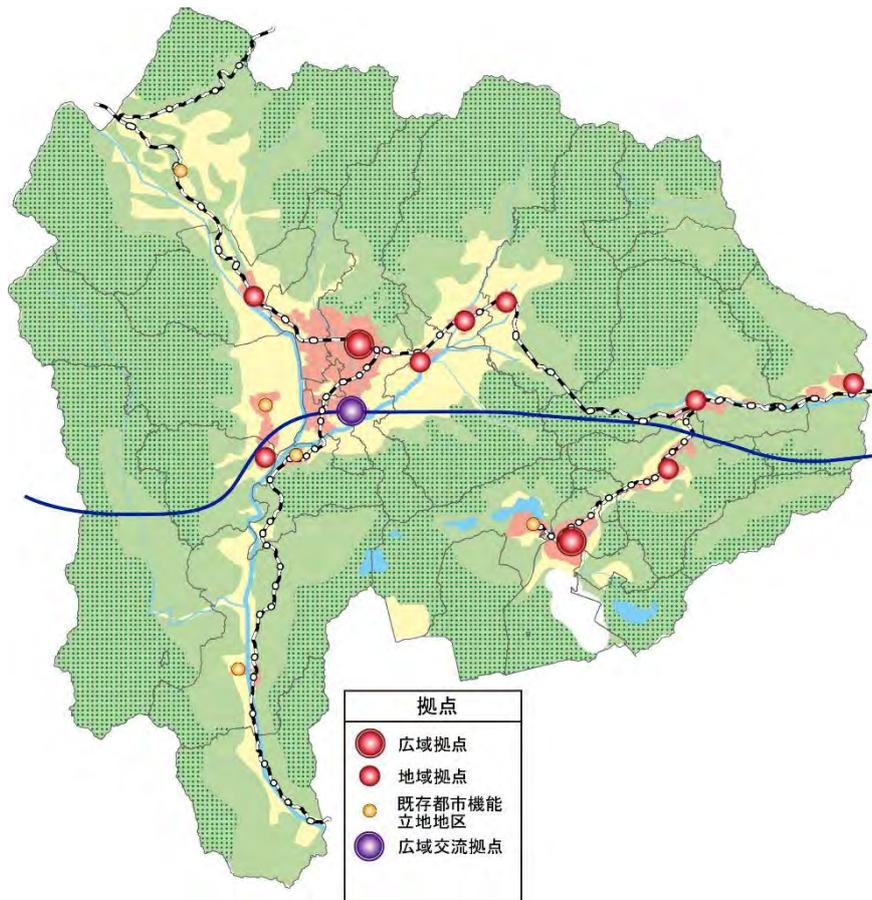


※道路は2020年(令和2年)3月時点

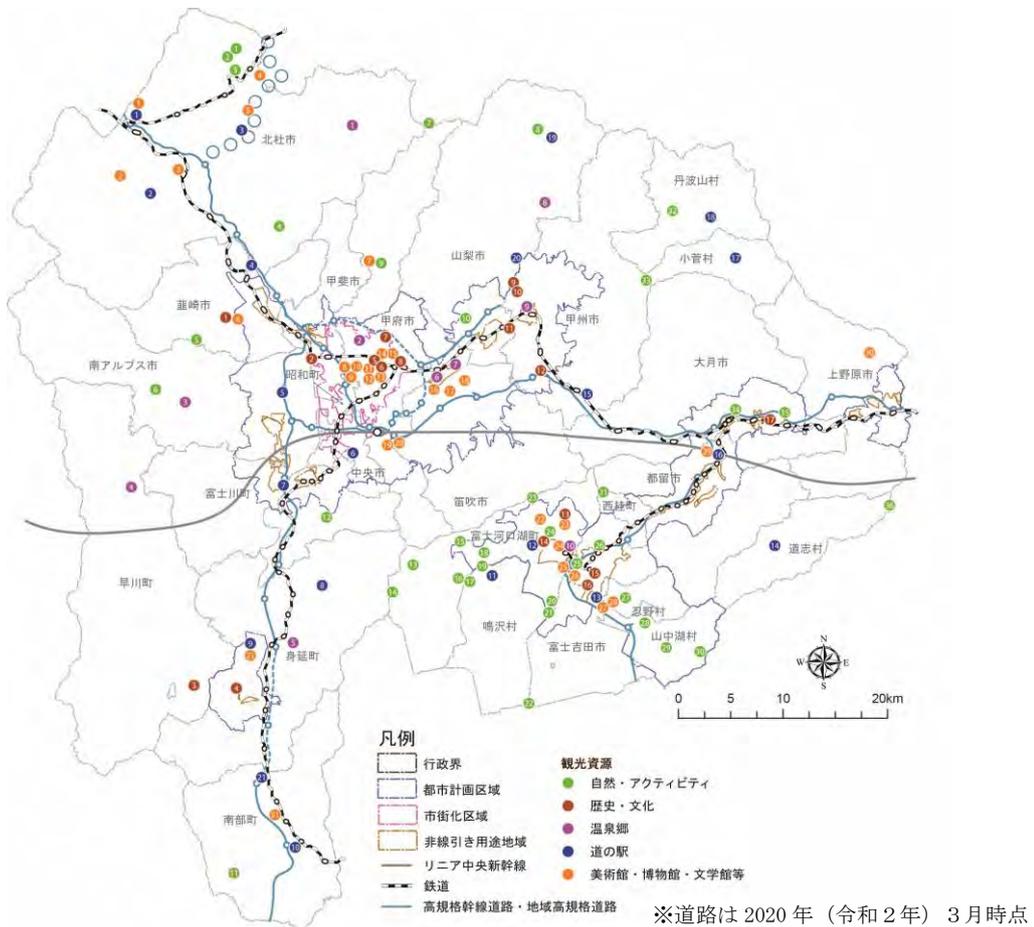
## C: 公共交通(鉄道、路線バス)



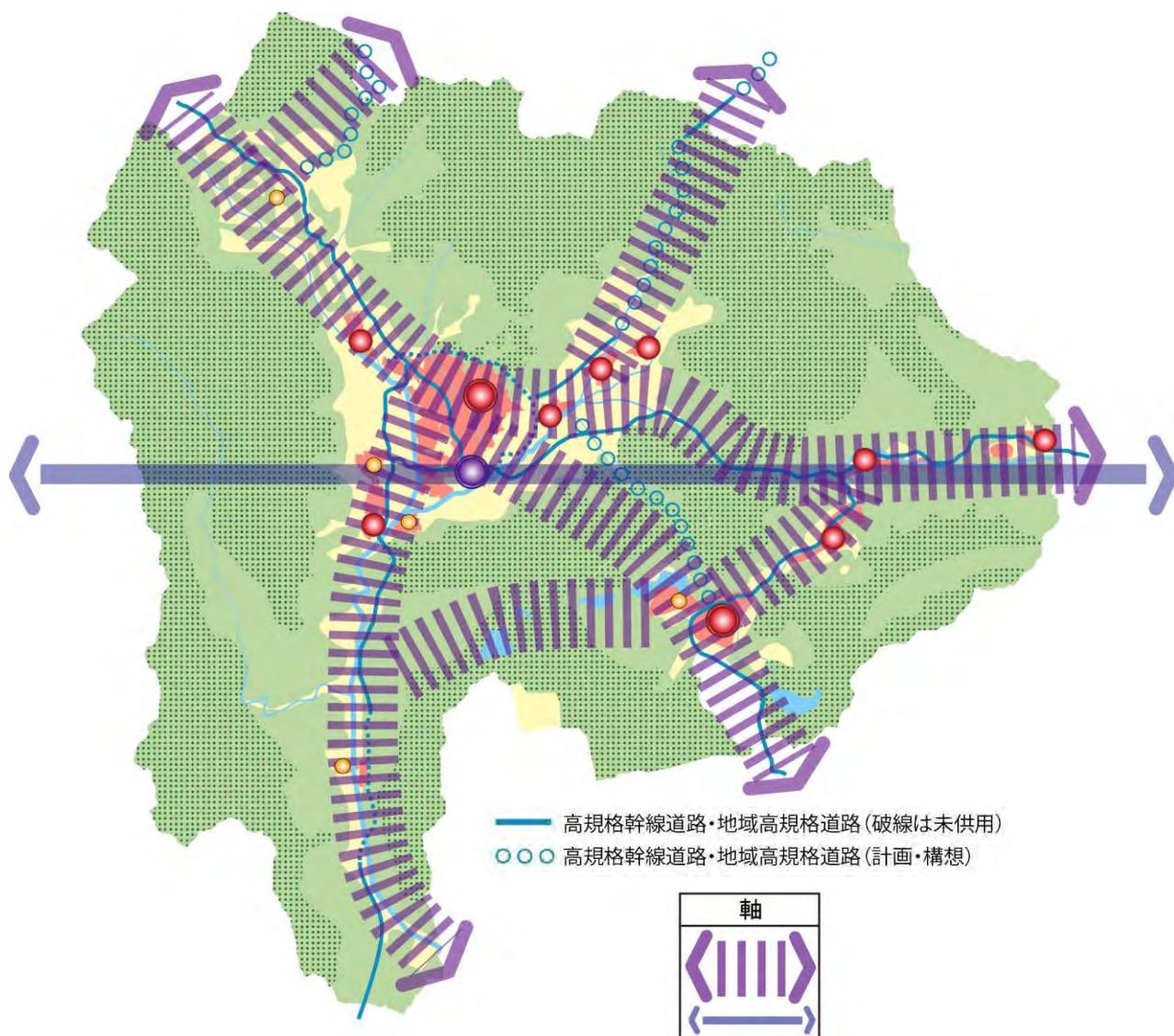
D: 拠点



E: 主要観光資源の分布



軸(A+B+C+D+Eより)



※道路は2020年(令和2年)3月時点

## II-2-4. 土地利用区分

### 1) 土地利用の構成

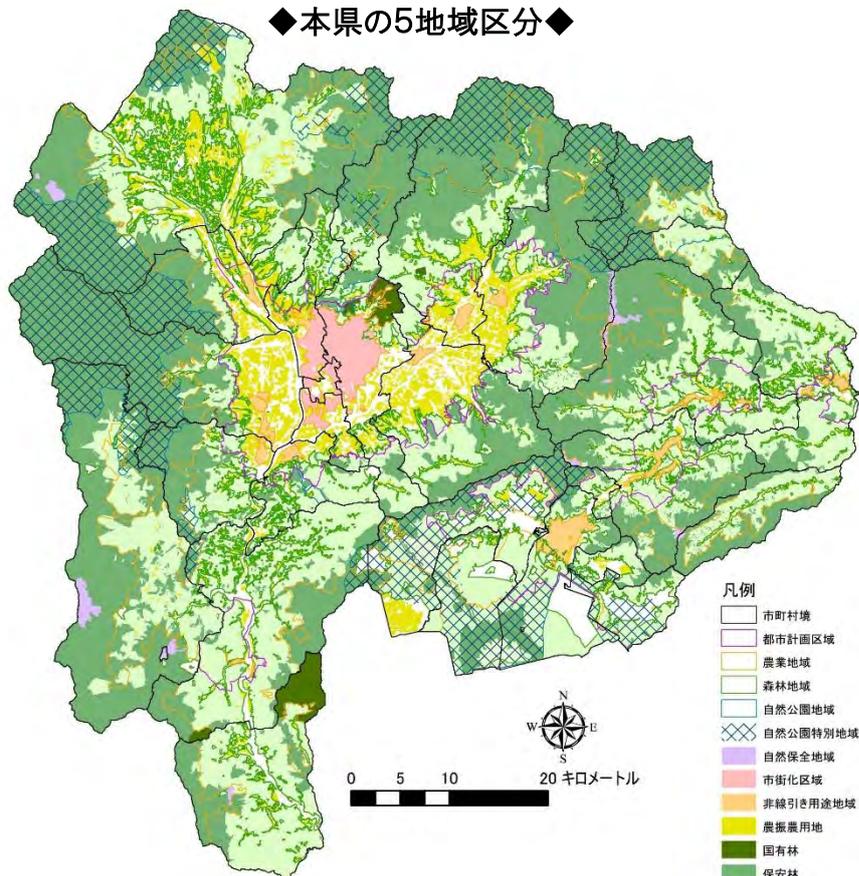
本県の主な市街地は盆地や河川沿い、山麓といった比較的勾配の緩やかな場所に形成され、発展してきた。それを取り巻くように農地が広がっており、果樹栽培に代表されるような日本でも有数の農業が営まれ、農地が田園や丘陵といった本県の豊かな景観・自然資源の一つとなっている。その農地や市街地の周りを、人々が身近に自然を感じられる里山や林業を支えている森林が取り囲み、さらに富士山や八ヶ岳、南アルプスといった国立・国定公園に指定されるような豊かな自然や急峻な山々がそれらを取り囲んでいる。

このような本県の土地利用の特性を踏まえ、目指すべき県土構造では、前回の山梨県都市計画マスタープランを踏襲し、土地利用を下図に示す3地域に区分し、(市街地)～(農業・共生地域)～(森林・共生地域)と、拠点から郊外さらには周辺の山地に向かい、多様な土地利用が相互に調和しながら連なる土地利用を目指す。

#### ◆本県の土地利用形態のイメージ◆



#### ◆本県の5地域区分◆



## 2)土地利用区分

### ① 市街地

市街地(市街化区域、非線引き都市計画区域の用途地域)として都市的土地利用を図るべき地域であり、都市機能、居住機能、産業業務機能等の適切な配置と密度構成、土地利用の規制誘導や都市基盤の整備等を通じて、それぞれの土地利用にふさわしい市街地環境の形成を図る。各機能は、「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」の基本理念のもとにコンパクトに配置するとともに、必要以上の市街地拡大を抑制し、農地や森林などの土地利用との健全な調和を目指していく。

また、全国的に豪雨等による災害が頻発する中で、本県の既成市街地においても浸水想定区域など災害の発生が懸念される地域も存在することから、防災機能を高めて安全な市街地づくりを推進する。

### ② 農業・共生地域

市街地周辺の開発圧力の高い地域を含む農業集落地域で、長期にわたって保全すべき優良な農地と、住宅敷地などの都市的土地利用と農地が共存する農村集落を中心とする地域があり、農業振興地域整備計画等と協調しながら、良好な農地等の保全や、居住環境と営農環境の共存を図る。

市街地に近い農地については、都市の豊かな暮らしを支える地域として、その保全・活用を図る。

保水機能など都市の安全を支える地域でもあり、レクリエーションなどの多様な利用により都市側の関与を高めることで、農地や関連施設の持続的な管理・保全を進める。

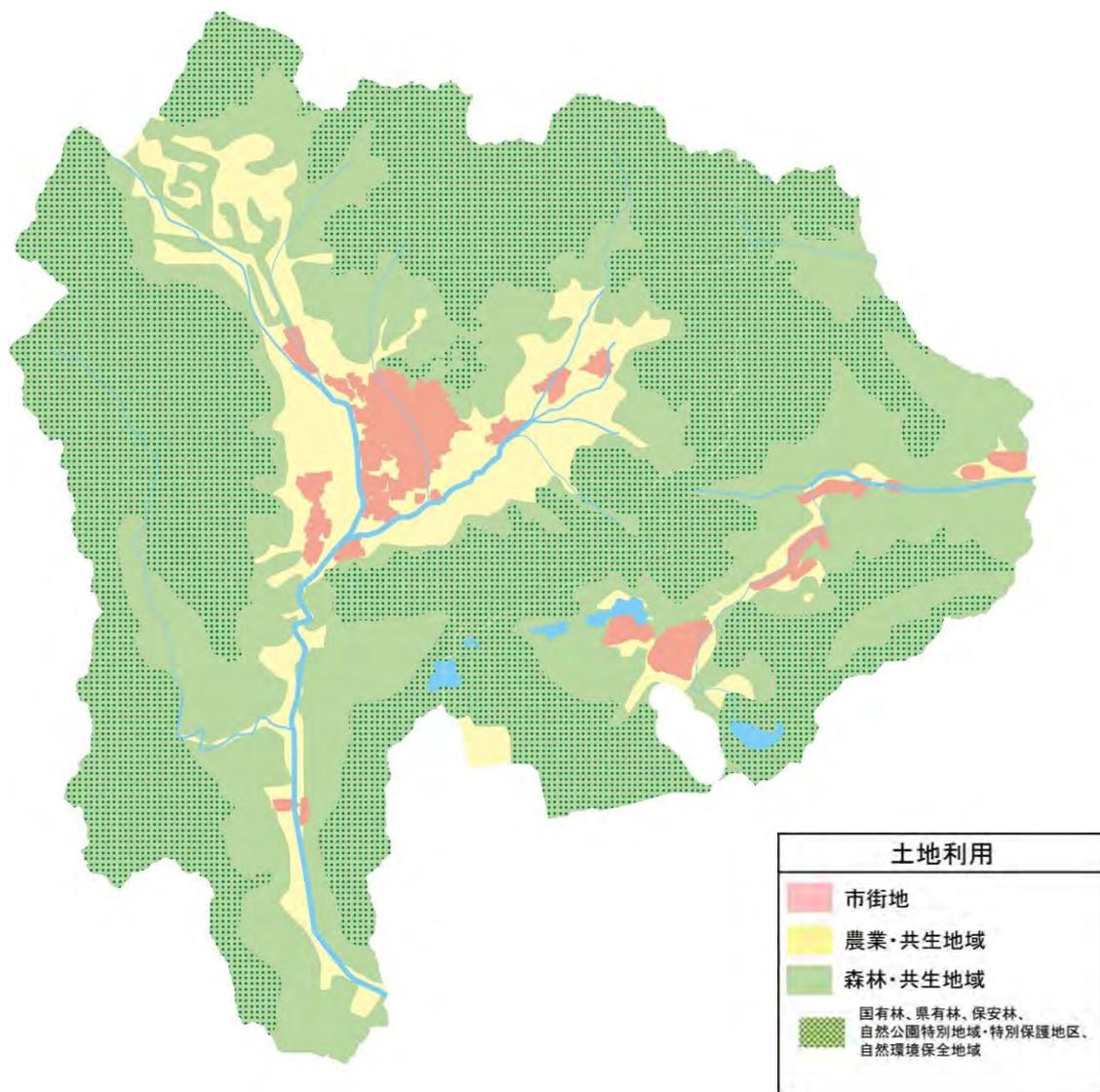
### ③ 森林・共生地域

比較的市街地から離れており、法規制や土地所有者の状況により適切な環境保全が図られている地域(国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域)については、この地域に含まれる豊かな自然や山並みを地域森林計画、自然公園の公園計画等に沿って保全していく。

主な土地利用が森林となっている地域のうち集落に接した森林や観光地などで、良好な自然環境を有しながら開発圧力の高い地域は、適切な環境保全が求められるため、地域森林計画等と協調しながら環境や景観の保全に配慮しつつ、都市的土地利用との調和のとれた適切な土地利用を図る。

保水機能や土砂災害防止など都市の安全を支える地域でもあり、レクリエーションなどの多様な利用により都市側の関与を高めることで、林地や関連施設の持続的な管理・保全を進める。また、農地と森林が重なり合う里山地域においては、一部に営農環境に適さない農地がみられる中、現況が森林化しているなど、今後森林として管理することが適当であると認められる土地については、地域森林計画の対象とするなどして、森林としての適切な整備・保全を図る。

## 土地利用区分



※白抜き部分は北富士演習場

## Ⅱ-2-5. 広域圏域

### 1) 広域圏域の位置づけ

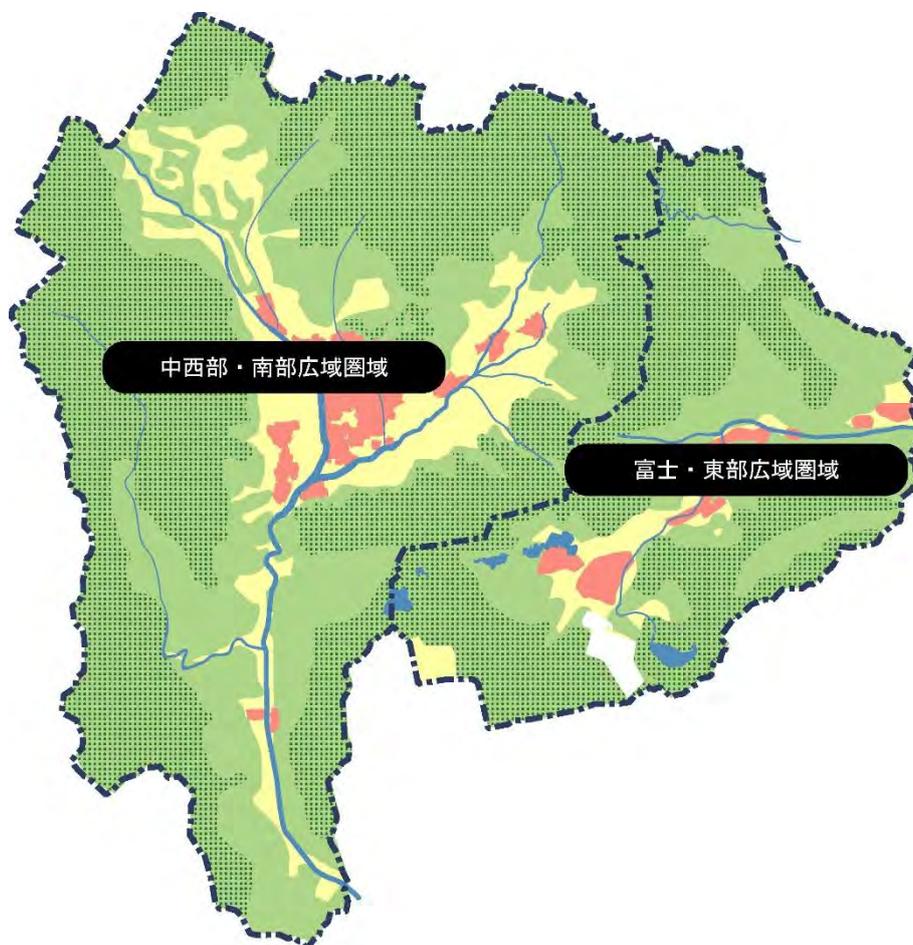
広域圏域とは、行政区域を越えて広域化している人々の都市活動の範囲であり、都市間の役割分担や連携を図り、人々が多様な都市的サービスが受けられる単位と位置づける。

### 2) 広域圏域の構成

#### i) 前回の「山梨県都市計画マスタープラン」における広域圏域

県土を中西部・南部と富士・東部の2つの広域圏域に区分し、それぞれの圏域における都市づくりの基本理念、方向性等を定めている。

前回の「山梨県都市計画マスタープラン」で示されている広域圏域



## ii) 広域圏域の捉え方の検討

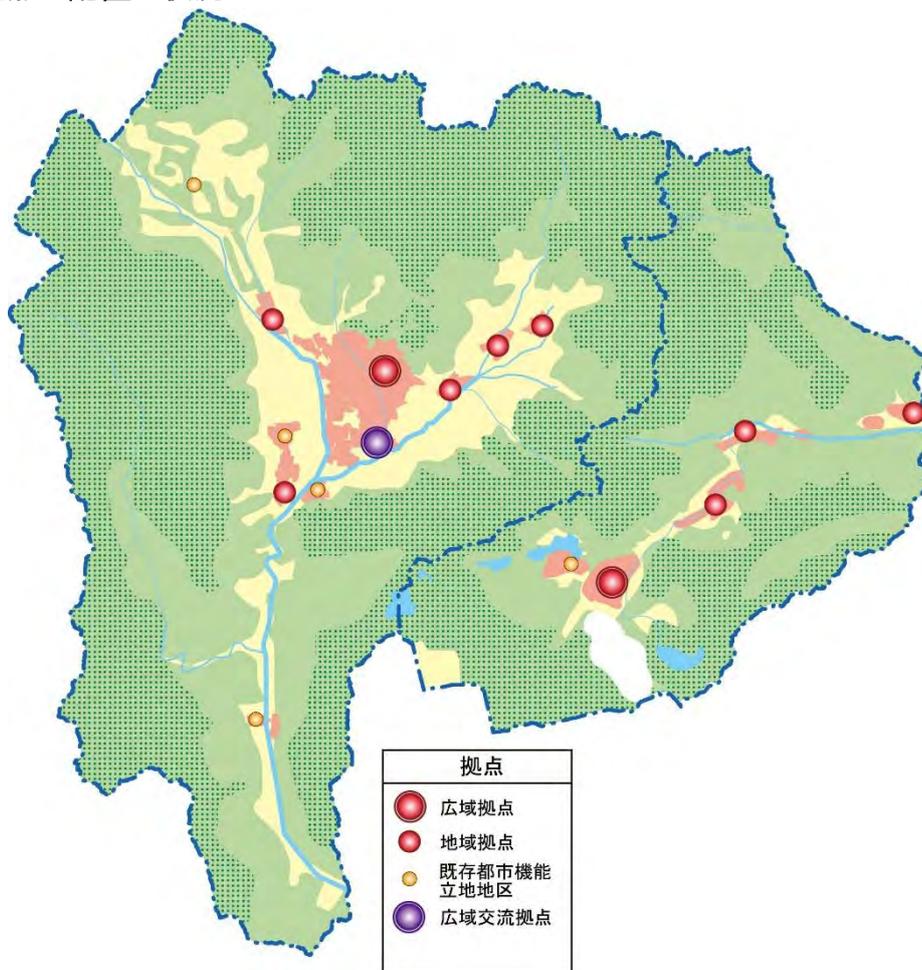
人々の生活圏が広がる中、拠点間の役割分担や連携を図り、業務、医療・福祉、教育・文化、研究開発、国際交流、商業等の高度で多様な都市的サービスが受けられる、人々が安全・安心で暮らしやすい広域圏域を捉えるため以下の視点により検討する。

- 拠点の配置の状況
- 地勢の状況
- 日常生活圏

### ア. 拠点の配置の状況

前回の「山梨県都市計画マスタープラン」で示されている2つの広域圏域には、それぞれ1つずつの広域拠点が位置付けられており、独立した広域圏域を形成するための都市機能の多様性が確保されている。また、新たに広域交流拠点が配置されたが、これまでの拠点等とは、集積する機能が異なるため、2つの広域圏域の形成に支障はない。

#### ◇拠点の配置の状況



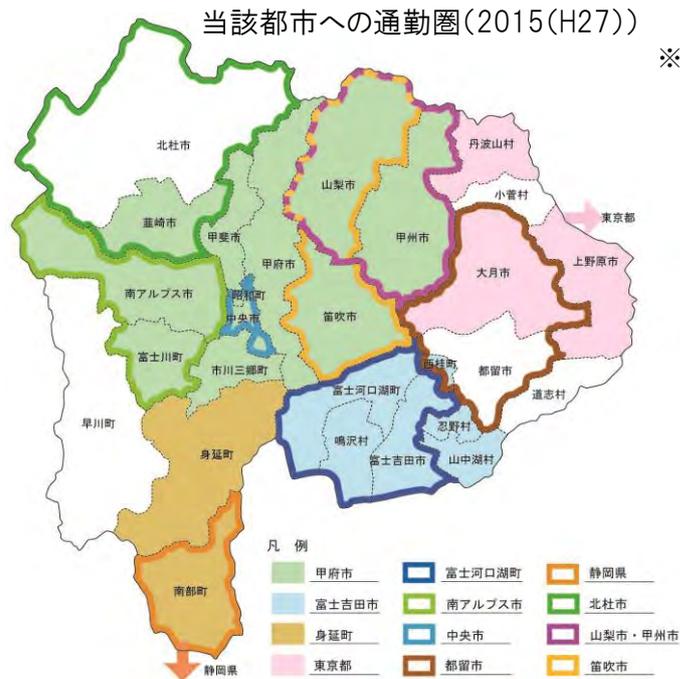
注) - - - は、「山梨県都市計画マスタープラン」で示されている2つの広域圏域を示す。



## ウ. 日常生活圏域

### ●通勤圏

中西部は、広い甲府市への通勤圏と山梨市・甲州市、笛吹市、南アルプス市等への通勤圏が重なり合うような状況と、北杜市の通勤圏から構成されている。南部は身延町への通勤圏の他に、南部町に静岡県への通勤圏が見られる。富士・東部は、重なり合う富士吉田市と富士河口湖町への通勤圏、都留市への通勤圏のほか、大月市や上野原市に東京都への通勤圏が見られる。

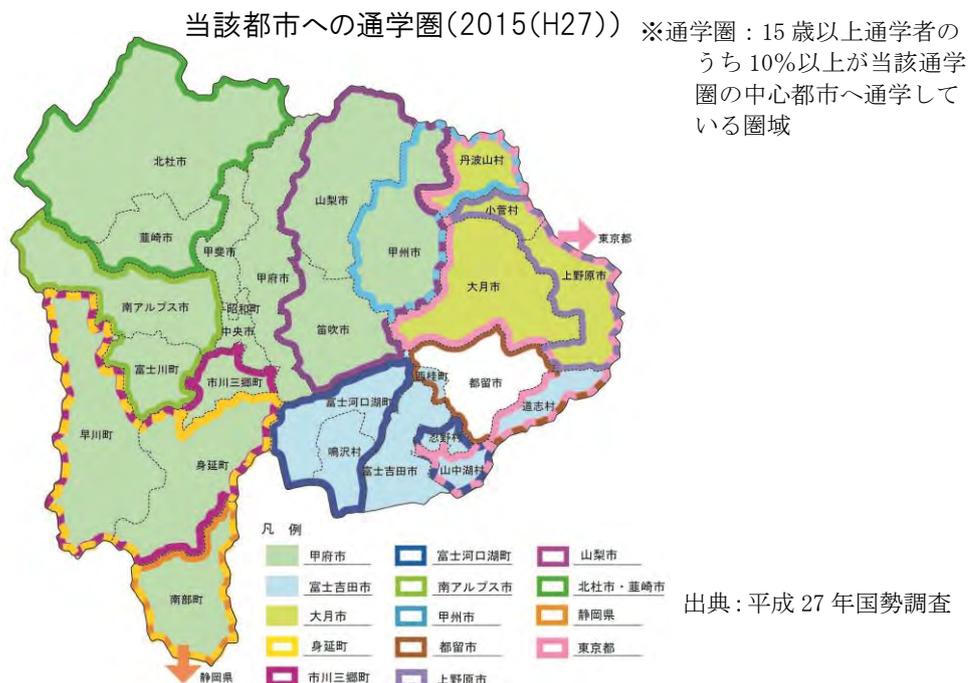


出典：平成27年国勢調査

### ●通学圏

高等学校の再編や学区の全県1区化に伴い、広域化が進んでおり、甲府市への通学圏は、中西部・南部全域に拡大している。また、南部町には、静岡圏への通学圏が見られる。

富士・東部は富士吉田市及び大月市への通学圏が大部分を占めている中、東京都への通学圏が見られる。



● 商圈

近年、新たな大規模店舗の立地もあり、引き続き広域的な購買行動がみられ、中西部には新たに甲斐市商圈が、富士・東部には、富士河口湖町商圈が見られる。

なお、中西部・南部と富士・東部を跨ぐ圏域は見られない。

商圈(2016(H28))



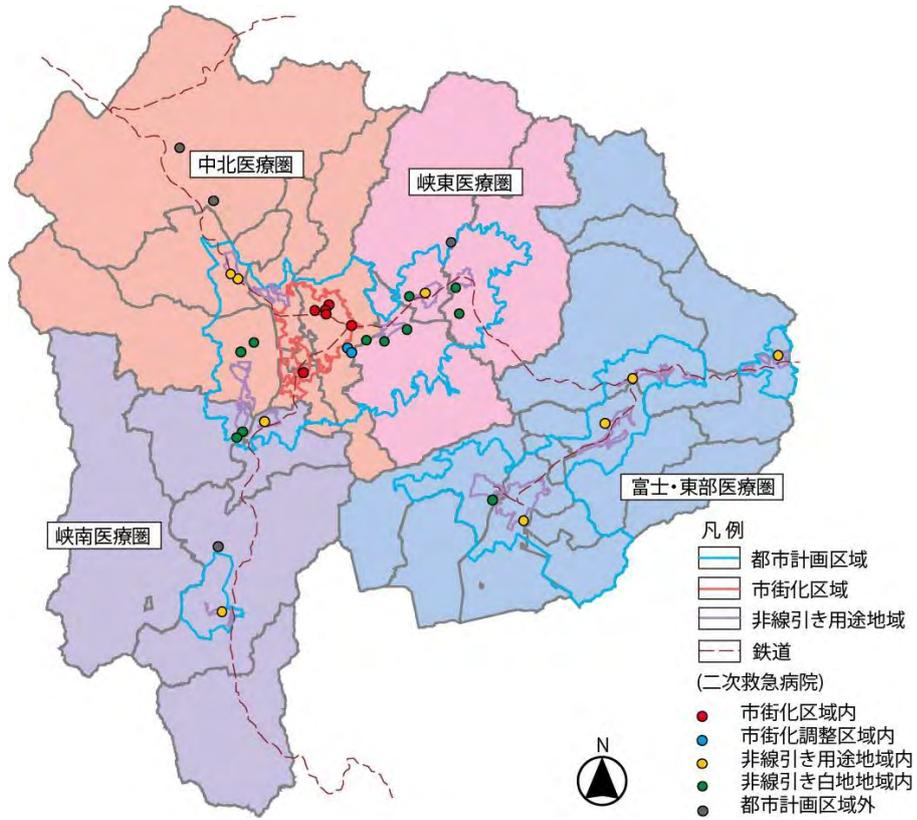
出典：平成 28 年山梨県商圈実態調査

●医療圏・観光圏

医療圏は県内を4圏域に、観光圏は5圏域に区分している。

いずれも中西部・南部と富士・東部を跨ぐ圏域はみられない。

二次医療圏



観光圏

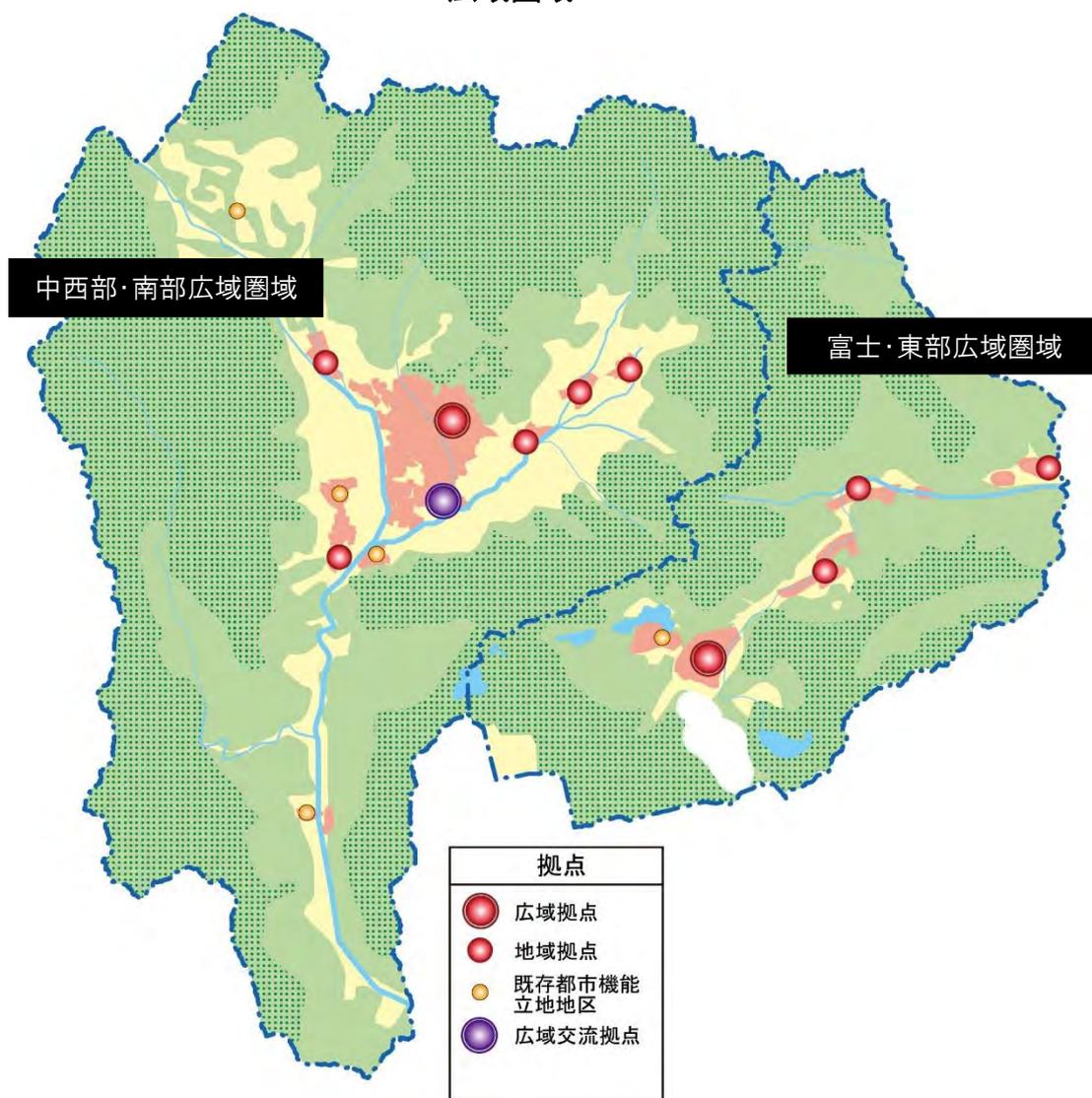


## エ. まとめ

「山梨県都市計画マスタープラン」で示されている2つの広域圏域について、人の流動などにおいて、広域圏域を跨ぐような大きな変化はなかった。

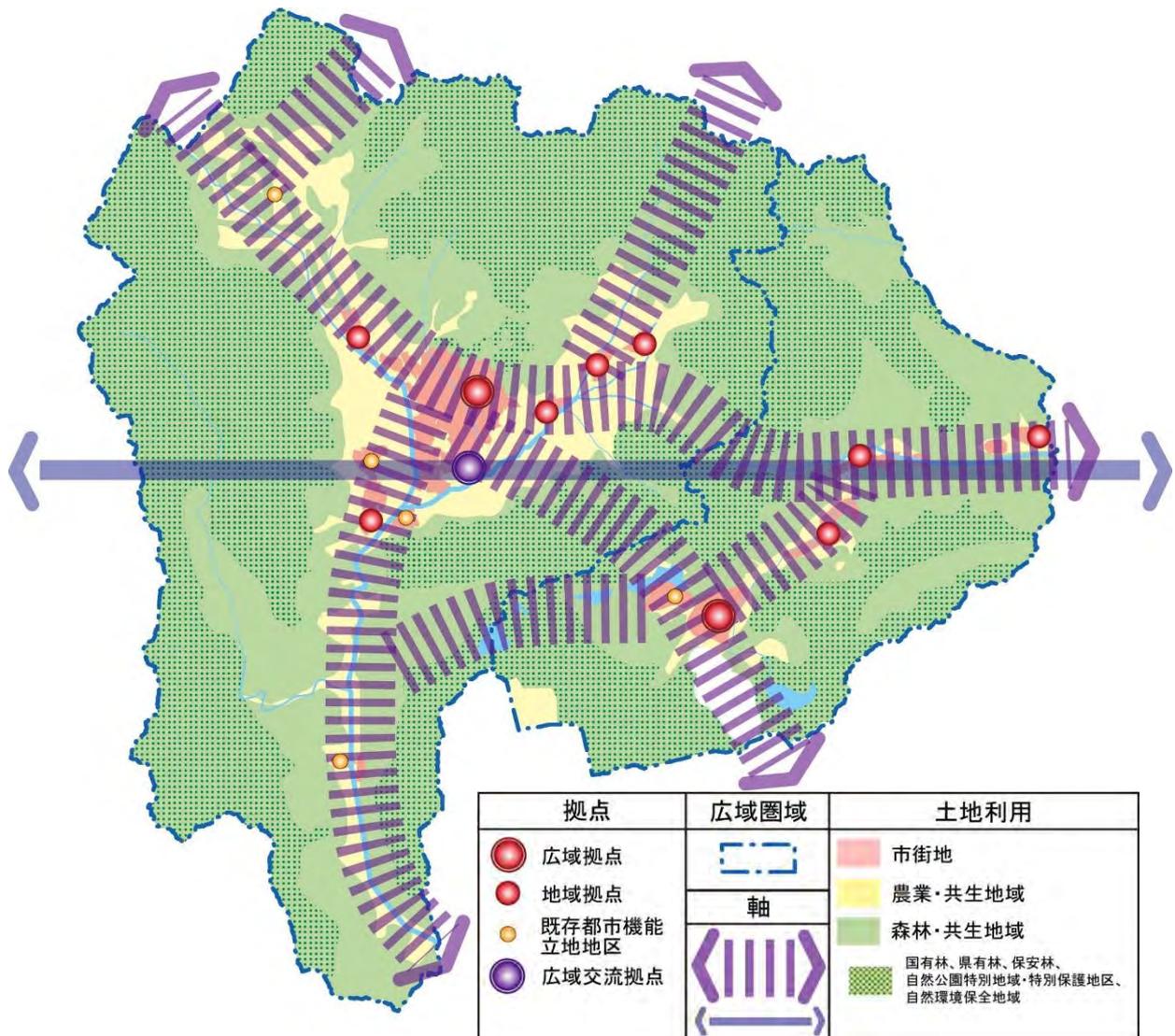
そこで目指すべき県土構造における広域圏域は、前回のマスタープランを踏襲し、「中西部・南部広域圏域」と「富士・東部広域圏域」の2圏域とする。

### 広域圏域



### II-3. 目指すべき県土構造

これまでの基本構成(「拠点」、「軸」、「土地利用区分」、「広域圏域」)の検討より、ここに「目指すべき県土構造」を以下のとおり示す。



注)この図は目指すべき県土構造の概念を示したものであり、必ずしも具体的な計画等を示すものではない。

